

沿 革

昭和26年3月	「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」制定
昭和27年12月	「積雪寒冷地帯知事会」発足(会長:新潟県知事)
昭和31年4月	「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」制定
昭和37年4月	「豪雪地帯対策特別措置法」制定
昭和37年8月	「積雪寒冷地帯知事会」を発展的に解消し、市町村を含めた全国組織として「全国雪寒地帯対策協議会」発足(会長:新潟県知事)
昭和52年7月	「全国特別豪雪地帯市町村協議会」発足(会長:長岡市長)
平成15年4月	「全国雪寒地帯対策協議会」と「全国特別豪雪地帯市町村協議会」を組織統合し「全国積雪寒冷地帯振興協議会」発足(会長:新潟県知事)
平成17年4月	専従事務局体制を廃止し、会長県(新潟県)へ事務局機能を移管